

サービスを利用するために

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや本市の窓口で相談しましょう。

1 相談します

地域包括支援センターや本市の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護サービス、
介護予防サービス
を利用したい人



※本市では原則として、新規にサービスの利用を希望される人には要介護（要支援）認定をしていただくようご案内します。認定がなくても利用できるサービスもあります。窓口でご相談ください。

2 要介護（要支援）認定の申請をします

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、本市の窓口で要介護（要支援）認定の申請をします。

※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



要介護（要支援）認定の更新手続き

要介護（要支援）認定の更新については有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護（要支援）認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

3 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。認定調査と主治医意見書をもとに要介護度及び有効期間が介護認定審査会で審査・判定されます。

介護認定調査員

認定調査のために自宅を訪問する、本市の職員や本市から委託された事業所のケアマネジャーなどのことです。

主治医意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

介護認定審査会

本市が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度で行われる会議です。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。



4 認定結果が届きます

認定結果は、申請日から約30日で本市より送付いたします。

要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

P8へ

要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

P8へ

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人

P8へ

認定結果に納得できないときは？

要介護（要支援）認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは本市の窓口で相談しましょう。その上で納得できない場合には、3か月以内に大阪府に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

認定調査ってどんな調査？ どんな準備が必要？

自宅などを調査員が訪問し、あらかじめ定められた74項目（全国共通）にしたがって質問します（一部動作確認あり）。認定調査は、おおむね1時間程度かかります。認定調査の結果が要介護（要支援）認定の重要な判断基準になります。意識して普段と違う振る舞いをしてしまうと、適切な結果を得られない場合があります。日常の様子等について詳しく尋ねられる場合もありますので、できるだけ具体的にありのままを伝えましょう。「何について、どう困っているか」等日頃から細かくメモに取って調査員に渡すこともよいでしょう。